

県の訪問健診事業 衛生士解雇

県歯科医師会と雇用契約認める

県歯科医師会(千葉市美浜区)が県から業務委託を受けた障害者施設の訪問歯科健診事業を巡り、歯科衛生士の女性5人が同会に事実上解雇されたとして賃金の支払いなどを求めた訴訟で、千葉地裁は16日、同会に計約779万円の支払いを命じた。原告たちと同会の間に雇用契約が成立しているとは判断。無期雇用に転換できるとする原告の主張を認めた。

事業は、医療機関に通うのが難しい障害者たちの施設に専用車両「ビーバー号」で歯科医師と歯科衛生士が巡回し診療する。原告はい

ずれも県内在住の50〜60代で12〜20年間、障害者向けの歯科衛生指導教材づくりや新人指導などを担った。同会との契約は2年ごとの更新だった。

判決後に会見した原告の歯科衛生士たち＝千葉市中央区で



事業は20年夏にコロナ禍で一時中断。休業補償を求めた原告らに対し、同会は雇用契約でなく委託契約だったとして補償を拒んだ。22年2月に原告らが同会に雇用契約を希望すると、業務を割り当てられなくなり、同7月に無期雇用への転換を申し入れても断られた。23年11月に提訴した。池田弥生裁判官は判決理由で、同会が作った事業の「実施要領」には、雇用を前提に定年などが定められていると指摘。原告たちが同会の歯科医師の指示に従っていた実態なども踏まえ、「被告が原告らを雇用

地裁 計779万円支払い命じる

している」と認識していたのは明らかだ」とした。

同会は、原告との契約は委託契約で、雇用契約では認められる解雇・契約打ち切りの制限といった権利はないなどと訴えたが、判決は「不合理で採用できない」として退けた。

判決後、記者会見で原告弁護団の東一郎弁護士は「ワーバーイツやアマゾン配達員と同じ構造の問題。実態を見て労働者性を的確に判断してくれた」と判決を評価。原告の1人は「やりがいを持って働いていた。一刻も早く利用者に健診を提供したい」と話した。

同会の担当者は「弁護士と検討する」と述べた。

(長屋文太)